

## 令和3年度 和歌山県相談支援従事者現任研修実施要領

### 1. 研修の目的

本研修は、相談支援に従事している者が、障害者等の意向に基づく地域生活の実現に向けた支援に必要な保健、医療、福祉等のサービスの総合的な知識や適切な援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする。

### 2. 研修日程（全4日間）と会場

※受講生のグループの振り分けは事務局で行います。ご希望には添いかねますのでご了承ください。

	日程		会場
講義	1日目	6月15日（火）	和歌山市南コミュニティセンター（和歌山市紀三井寺 856）
		6月18日（金）	県立情報交流センタービッグU（田辺市新庄町 3353-9）
演習	2日目	6月30日（水）	勤労福祉会館プラザホープ（和歌山市北出島 1-5-47） 県立情報交流センタービッグU（田辺市新庄町 3353-9） 東牟婁振興局大会議室（新宮市緑ヶ丘 2-4-8）
	3日目	8月5日（木）	和歌山市南コミュニティセンター（和歌山市紀三井寺 856） 県立情報交流センタービッグU（田辺市新庄町 3353-9） 東牟婁振興局大会議室（新宮市緑ヶ丘 2-4-8）
	4日目	9月3日（金）	和歌山市南コミュニティセンター（和歌山市紀三井寺 856） 県立情報交流センタービッグU（田辺市新庄町 3353-9） 東牟婁振興局大会議室（新宮市緑ヶ丘 2-4-8）

※開催時刻は未定ですが、いずれも終日の研修（9：00頃～18：00頃の予定）です。

### 3. 定員 200名

### 4. 研修対象者

下記の要件（1）（2）に該当する者を優先とする。

ただし、定員に満たない場合には、要件（3）に該当する者も対象とする。

（1）令和2年9月8日発出の令2障第09800003号「和歌山県相談支援従事者現任研修の中止及び和歌山県における相談支援専門員の臨時的取扱いについて」により、相談支援専門員資格の有効期間を令和3年度末まで延長となった者

（2）都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修を修了した者のうち、令和3年度中に本研修を受講しないと資格失効となる者。

（3）都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修を修了した者。

※過去に都道府県が実施する「障害者ケアマネジメント研修」を修了し、障害者自立支援法における都道府県が実施した相談支援従事者初任者研修において必要な講義日程を平成23年度までに修了した者は、初任者研修を修了した者と同等とします。

## 令和3年度 相談現任研修の受講対象者

	(要件 1) 初任者研修の受講状況が下記に当てはまる方	(要件 2) 現任研修の受講状況が下記に当てはまる方	
パターン <b>1</b>	初任者研修を平成18年度に修了した方	現任研修を2回修了している方	(今回が3回目の現任研修の方)
パターン <b>2</b>	初任者研修を平成22年度に修了した方	現任研修を1回修了している方	(今回が2回目の現任研修の方)
パターン <b>3</b>	初任者研修を平成23年度に修了した方	現任研修を1回修了している方	(今回が2回目の現任研修の方)
パターン <b>4</b>	初任者研修を平成27年度に修了した方	現任研修を受講したことが無い方	(今回が初めての現任研修の方)
パターン <b>5</b>	初任者研修を平成28年度に修了した方	現任研修を受講したことが無い方	(今回が初めての現任研修の方)
<p><b>※令和3年度の受講対象者(1)(2)は、<u>上記の5パターンに当てはまる人</u>になっています</b></p>			

### 5. 受講申込書等の提出

所属する法人(団体)を通じてインターネットにて申し込んだ後に、必要書類を郵送して下さい。

- ・原則としてインターネットでの申し込みとします。和歌山県福祉事業団のホームページにあります申込フォームよりお申し込みください。

#### <インターネット申し込みの手順>

- 和歌山県福祉事業団のホームページに接続します。 (<https://www.wfj.or.jp>)  
 トップページから、**研修案内** → **令和3年度和歌山県相談支援従事者現任研修** → **申込フォーム**  
 より必要事項を入力し、入力したデータを送信してください。  
 データを送信しましたら表示されます【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷し、郵送して下さい。
- ※ インターネットでの申込完了後に自動で申込確認メールが届きます。そちらからも【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷することが可能です。
- ※ インターネットセキュリティの関係で自動メールが届かない場合があります。その際にはお手数ですが、和歌山県福祉事業団までご連絡ください。
- ※ インターネット環境が無く、申し込みができない方については、申込書を郵送しますので和歌山県福祉事業団までご連絡ください。

#### <郵送するもの(令和3年5月14日消印有効)>

- ・ウェブ申し込み完了確認書 (インターネット申込完了後に印刷したもの)
  - ・過去に受講した相談支援従事者初任者・現任研修修了証の写し
  - ・県外事業所に所属する県内在住者については、それを証明する書類を添付してください。
- ※上記申請に係る書類に法人印は不要です。

申し込みフォームへはこちらの  
QRコードからも接続できます



【申込書送付先(問い合わせ先)】

## 和歌山県福祉事業団本部

〒649-2102 和歌山県西牟婁郡上富田町岩田 2456-1

TEL 0739-47-6640

メール [soudankenshu@wfj.or.jp](mailto:soudankenshu@wfj.or.jp)

【申込受付期間】

令和3年4月19日(月)～5月14日(金)(消印有効、データは14日必着)

**注)申込受付期間を厳守してください。提出書類不備の場合は受付できませんので、不備のないよう十分確認のうえ提出してください。**

### 6. 受講者の決定及び通知

受講の可否については、申込者全員に通知します。

※受講決定通知の発送は5月下旬を予定しています。

なお、要件(1)(2)の対象者が定員に達せず、要件(3)の方が受講対象となる場合のみ**先着順**とします。

### 7. 指定課題

受講者は、指定された課題を提出すること。

(実践報告として障害のある人への支援について記載する項目があります)

### 8. 修了証書

研修全日程(4日間)の受講により、修了証書を交付する。

※インターネットでの申込の際に入力された氏名、生年月日の情報が修了証に反映されますので、入力間違いのないようご注意ください。

※遅刻、欠席又は早退がある場合、指定課題の提出がない場合は修了証書を交付しません。

※また、著しく受講態度の悪い方(私語、居眠り等)についても修了とならない場合があります。

### 9. 経費等

研修会参加費は**4,000円**とする(初日の受付時に徴収)。

なお、研修会参加に伴う旅費及び宿泊費等については、受講者(所属する法人等を含む)が負担する。

### 10. 研修修了者名簿の市町村への提供について

和歌山県内における相談支援の基盤整備が円滑に進むよう、本研修修了者名簿を県内市町村に提供することを基本と考えているので、了承の上、申込みを行うこと。

### 11. その他

・研修当日、入室前に検温を実施します。

37.5℃以上の発熱のある人は入室をお断りし、その日以降の受講は不可としますのでご了承ください。

・会場の駐車スペースには限りがありますので、できるだけ乗り合わせて来場ください。

・交通事情等を考慮し、余裕をもって会場に到着するようにしてください。

- ・研修当日、公共交通機関（電車等）で事故等が生じたことにより運行停止となる等の事情により、研修開始時刻までに会場に到着することが困難な場合には、直ちに和歌山県福祉事業団までその旨をご連絡ください。  
なお、その際には必ず公共交通機関の事故等による事情であることが証明できる書類（公共交通機関が発行する遅延証明書等）の交付を受けてください。**※この場合以外の遅刻は認められません。**
- ・警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。  
変更・中止の場合のみ、研修当日の午前7時以降に和歌山県福祉事業団ホームページにてご案内しますのでご確認ください。
- ・警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しくください。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生状況により、日程・会場等を変更する場合がありますので、ご了承ください。

**※受講生の中から演習のファシリテーターを選出する予定としていますので、ファシリテーターとなった受講生は事前打合せ等への御協力をお願いします。**

**※研修には体調を整え、万全の体制で臨んでください。**

**研修中は体調管理に十分注意し、体調が悪くなったときは、事務局に連絡してください。**

## 1.2 個人情報の取扱い

- ・お預かりした個人情報は本研修の開催目的にのみ利用し、和歌山県と和歌山県福祉事業団が共有します。
- ・お預かりした個人情報を基に名簿を作成（氏名、所属事業所名、生年月日、受講年度）し、修了者名簿として各市町村へ提供します。
- ・個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影しますのでご了承ください。

## ※注意※

**相談支援専門員の資格維持には、相談支援従事者初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度として、以降5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」）の受講が義務付けられています。**

平成18～26年度に相談支援従事者初任者研修を修了された方で、令和元年度までに現任研修を受講されていない方は、既に相談支援専門員の資格は失効しています。

- （例1）平成18年度に相談支援従事者初任者研修を修了された方で、平成19～23年度までに現任研修を受講されていない方は、資格が失効しています。
- （例2）平成27年度に相談支援従事者初任者研修を修了された方で、平成28年～令和元年度までに現任研修を受講しておらず、令和2年度の臨時的取り扱いで資格の有効期間が令和3年度末まで延長となった方は本研修を受講しなければ相談支援専門員の資格が失効します。
- （例3）平成28年度に相談支援従事者初任者研修を修了された方で、平成29～令和2年度までに現任研修を受講されていない方は、今年度中に現任研修を受講しない場合、相談支援専門員の資格が失効します。

**失効した後に改めて相談支援専門員として事業に従事される場合は、再度、相談支援従事者初任者研修（全7日間）を受講していただく必要があります。**